

専門職向け研修

制度の架け橋に! ~『障害者総合支援法』について学ぼう~

今回は、三鷹市役所の障害者支援課相談係にご協力をいただき、『障害者総合支援法』の基本についてお話しを伺います。

障がい者の『65歳の壁』との言葉を耳にされたことはありませんか~障害者総合支援法と介護保険法との連携は、今後の共生型サービスのニーズの高まりにより、とても重要になってくると思われます。

しかし、介護と障害のサービスをマネジメントするには、それぞれの特性を理解することが大切になります。介護分野のケアマネジャーと障害分野の相談支援専門員では、フィールドが違うので共生型サービスをマネジメントするためには『情報の共有』が不可欠です。利用者様の望む生活、そして地域共生社会の推進の要・架け橋である皆様の一助になればと思います。ご参加お待ちしております。

🌀 障がい者「65歳の壁」とは

社会保障制度には原則となる保険優先の考え方があります。障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、「介護保険サービス」が優先されるというものです。つまり、障がい者が65歳(特定疾患では40歳)を迎えると原則、介護保険サービスに移行されます。

障害福祉サービスから介護保険制度へ移行した場合、受けられるサービスが減る可能性があります。これまで安い費用だったサービスが、1割負担(所得が高ければ2割負担)となり、負担が増大することもあります。これがいわゆる、65歳の壁といわれるものです。

◆形式：オンライン研修(Zoom)

A…ライブ配信

令和6年11月21日(木) 13時30分~14時30分

B…オンデマンド配信

令和6年11月28日(木)~令和6年12月13日(金)

※お申し込み時に、ご選択ください。

◆対象者：三鷹市内の介護事業所の職員 (職種不問)

◆受講料：無料

◆お申し込み：URLまたは、二次元コードより

<https://forms.gle/x1JLTCZyCYBGN9KN6>

◆締切：令和6年11月15日(金)

🌿 講師 🌿

三鷹市健康福祉部

障がい者支援課 相談支援担当課長

香川 稚子氏

障がい者相談係 係長

池田 智乃氏



【お問合せ先】

三鷹市福祉Laboどんぐり山

三鷹市介護人財育成センター

0422-24-7350

